

平成 29 年 11 月 13 日
一般社団法人日本パラ陸上競技連盟

「2018 年 World Para Athletics マラソンワールドカップ大会選手選考における
第 37 回大分国際車いすマラソン大会中止に関する取り扱いについて」

2018 年 World Para Athletics マラソンワールドカップ大会選手選考について、
平成 29 年 9 月 19 日付で本連盟より公表しましたが、第 37 回大分国際車いすマ
ラソン大会が中止となりましたので選考方法を下記のとおりとします。

記

【変更前】

2. 選考方法は、下記の(1)～(3)とし各種目最大 3 名まで派遣する。ただし、ク
ラス T52 の選手については今回派遣しない。

(1) マラソンワールドカップによる標準記録を突破していること（後日発表）。

(2) 第 37 回大分国際車いすマラソン大会（2017 年 10 月 29 日開催）で男女
T53/54 日本人最上位選手各 1 名。

(3) World Para Athletics 2017 マラソンランキング（T53/T54）で前項(2)を除
く男女上位 2 選手。なお、ランキングは 2017 年 12 月 31 日付けのものを採用
する。

なお、昨年のマラソンワールドカップ最終エントリーが 1 月 23 日であったため、
日程的に 2018 東京マラソンを選考大会としては取り扱わない。

【変更後】

2. 選考方法は、下記の(1)～(3)とし各種目最大 3 名まで派遣する。ただし、ク
ラス T52 の選手については今回派遣しない。

(1) マラソンワールドカップによる標準記録を突破していること（後日発表）。

**(2) World Para Athletics 2017 マラソンランキング（T53/T54）で男女上位 3 選
手。なお、ランキングは 2017 年 12 月 31 日付けのものを採用する。**

なお、昨年のマラソンワールドカップ最終エントリーが 1 月 23 日であったため、
日程的に 2018 東京マラソンを選考大会としては取り扱わない。

以上

平成 29 年 9 月 19 日
一般社団法人日本パラ陸上競技連盟

2018 年 World Para Athletics マラソンワールドカップ大会選手選考について

2018 年 World Para Athletics マラソンワールドカップ大会（以下マラソンワールドカップ）の開催要項が 9 月 1 日現在で公表されておりませんが、過去ロンドンマラソン大会と兼ねて開催されていることから、標記大会が開催される場合には強化委員会において下記内容にて選手選考し、理事会の承認を得て派遣する。

記

1. 派遣選手の条件

- (1) 2017 年と 2018 年の日本パラ陸上競技連盟(以下本連盟)の登録会員であること。
- (2) 2018 年シーズンの IPC 登録し、ライセンスと国際クラスを取得していること。
- (3) 2017 年と 2018 年の本連盟強化指定選手であること。

2. 選考方法は、下記の(1)～(3)とし各種目最大 3 名まで派遣する。ただし、クラス T52 の選手については今回派遣しない。

- (1) マラソンワールドカップによる標準記録を突破していること（後日発表）。
- (2) 第 37 回大分国際車いすマラソン大会（2017 年 10 月 29 日開催）で男女 T53/54 日本人最上位選手各 1 名。
- (3) World Para Athletics 2017 マラソンランキング（T53/T54）で前項(2)を除く男女上位 2 選手。なお、ランキングは 2017 年 12 月 31 日付けのものを採用する。

なお、昨年のマラソンワールドカップ最終エントリーが 1 月 23 日であったため、日程的に 2018 東京マラソンを選考大会としては取り扱わない。

3. 着用ユニフォームについて

代表選手は、本連盟の定める代表ユニフォームを着用すること。（但し、ロンドンマラソン招待選手で、個人ユニフォーム登録済みの選手については、代表選手決定後に本連盟としてユニフォーム変更手続きを行う）

4. 派遣に関する経費について

日本スポーツ振興センターの競技力向上事業として助成金のある場合にのみ、派遣に関する経費を本連盟にて負担する。但し、ロンドンマラソン招待選手が、ワールドカップマラソン代表選手として選考された場合は、別途派遣費につい

て調整する。

5. その他

(1)大会までに病気や故障等の医学的な問題により、競技力を発揮できない事態が生じた場合、またはその可能性がある場合、強化委員会と医事委員会等で協議の上、派遣を取り消すことがある。この場合理事会にて最終判断する。

(2)ドーピング、その他参加が不可能な状況が発生した選手について強化委員長と医事委員長等で協議の上、理事会に諮り派遣を取り消すことがある。

(3)本連盟の代表選手として不適切な行動のある場合は代表選手を取り消すことがある。

(4)日本代表選手として選考された選手は「誓約書」に署名しなければならない。

※視覚障がいの種目（T11 から T13）について、選手選考と選手派遣は本連盟では行いません。（視覚障がいの種目については、日本ブラインドマラソン協会）
以上